

【避難所】登録基準・自己申告事項まとめ

【該当する災害対応車両】

トレーラーハウス、ムービングハウス、コンテナハウス、キャンピングカー、キャンピングトレーラー等

登録基準	○ 一定期間避難する場所としての環境が確保されており、<u>宿泊の用途</u>で利用が可能であること。 ○ <u>1人当たり1台のベッド</u>が設けられていること。 ○ <u>冷暖房設備</u>が設けられていること。 ○ <u>湯沸かし</u>のための設備が設けられていること。 ○ <u>冷蔵庫</u>が設けられていること。 ○ <u>照明</u>が設けられていること。 ○ <u>換気設備</u>が設けられていること。 ○ 室内について、<u>バリアフリー</u>に配慮し、<u>可能な限り段差の無い仕様</u>であるほか、<u>手すり</u>等が設けられていること(ただし、災害対応車両の構造上、やむを得ずこれらに適合しない場合は、この限りでない。) 【確認手法】 上記基準に適合することについて、図面(設計図書、竣工図書その他これらに準ずる書面)、車両写真で確認する。
自己申告事項	○ <u>面積(m²)と利用可能人数(人)</u> ○ <u>トイレの有無及び仕様</u>(し尿処理装置の有無並びにし尿処理方法) ○ <u>入浴設備の有無及び仕様</u>(シャワーユニット/ユニットバス/その他) ○ <u>キッチン設備の有無</u> ○ <u>テレビの有無</u> ○ <u>電子レンジの有無</u> ○ <u>ベッドの受入れの可否</u> ○ 寒冷地対応の可否(配管保温の処理/スノータイヤ所持の有無/積雪耐荷重/断熱数値) ○ 車いす対応の可否(室内段差なし、各間口80cm以上、室外との間に発生する段差を解消するためのスロープ(勾配1/12以下)の設置が可能である等) ○ 災害対応車両の管理に必要な人員の有無及び管理の具体的内容 ○ 追加申告欄(自由記入) 【確認手法】 上記項目について、申請書、図面(設計図書、竣工図書その他これらに準ずる書面)、車両写真、各種認定書等で確認する。